

償却資産（固定資産税）の申告について

問 財務課 町税係 ☎62-9124

富士見町内で事業（工業・商業・農業等）のために用いる償却資産は、土地や家屋と同様に固定資産の課税対象ですので、償却資産を所有する人は、資産の多少にかかわらず毎年償却資産の申告が必要です。

1 償却資産とは

事業を営むために使用する構築物・機械・工具・器具・備品など減価償却している物（これらを償却資産といいます）にも土地や家屋と同様に固定資産税が課税されます。

償却資産の課税については申告制度（地方税法第383条）がとられています。



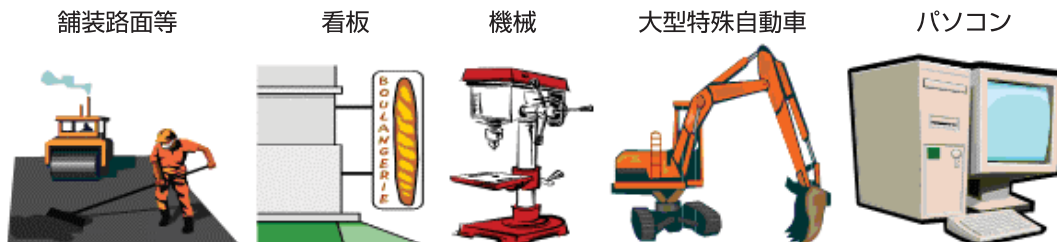
【償却資産の具体例】

① 構築物

外溝工事（門・塀・フェンス・看板・駐輪場・緑化施設・外灯・駐車場の舗装路面など）、受変電設備、予備電源設備、屋外の給排水設備、移動できる簡易建物（物置）、パイプハウス、暗渠排水、農機具庫など

② 機械及び装置

冷凍・冷蔵業用設備、加工・製造機械、ホテル・旅館用設備、コンバイン、トラクター、田植機、除雪機、バインダー、管理機など



③ 備品

エアコン（ビルドインを除く）、ゴミ置場、室内装飾品、メールボックス、掲示板、パソコン等OA機器、キャビネット、事務机、椅子、発電機、冷蔵庫など

2 申告の方法

資産の多少にかかわらず毎年1月1日現在の富士見町内における所有状況を必ず申告していただくことになります。

法定申告期限は、毎年1月31日です。

3 償却資産の評価

取得価格を基礎として、取得後の経過年数に応ずる価値の減少（減価）を考慮して評価額を計算し、課税標準額（税額を求める基礎となる額）を決定します。

ただし、課税標準額が150万円未満の場合は課税されません。

※自動車税、軽自動車税の課税対象となっているものは申告の対象にはなりません。